

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の見直しについて

1 経緯

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）は、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として平成10年に施行した。

本条例は、5年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしていることから、生活環境の状況や条例の施行状況等を踏まえ検討を行った。

その結果、化学物質対策に係る課題に対応することとし、その基本的な考え方を整理した。

2 見直しの基本的な考え方（案）

(1) 見直し方針

本条例の施行にあたり、条例の施行事務を行う各地域県政総合センターや県内市町村、環境審議会の意見、他の自治体の事例調査等を踏まえ、条例による制度的な対応が必要と考えられる事項について、改正の基本的な考え方を整理する。

(2) 見直し項目

ア 化学物質対策

(ア) 化学物質管理目標報告制度

化学物質の排出量削減目標等の報告義務制度等により把握した化学物質の排出量は、制度施行から約10年間は、事業者による目標設定と対策の効果もあり、減少傾向であった。しかし近年では、事業者から提出される削減目標は「現状維持」との回答が大多数を占め、排出量は横ばいとなっている。条例による効果の浸透状況も踏まえた上で、求める報告内容を見直す必要がある。

そこで、条例により報告を求める内容は、化学物質の取扱量、用途のみと変更する。排出量が著しく増加した事業所については、個別に排出削減を求めることとする。

(イ) 化学物質自主管理状況報告制度

化学物質の自主管理状況報告制度の導入により、全指定事業所の化学物質の使用状況の把握が可能となり、そのデータを活用して、土壌汚染対策等の事業者指導を適切に行ってきた。一方で、化学物質を使用しない指定事業所にまで3年ごとに提出を求める必要性に乏しいことが明らかになった。

そこで、化学物質の使用等がない指定事業所には、初回の報告以後、報告義務を課さないこととする。

(ウ) 自然災害増加への対応

地震に加えて、気候変動による豪雨や大型台風が毎年のように発生するな

ど、大規模災害への対応が強く求められているため、化学物質の環境中への漏出防止対策が必要な状況である。

そこで、災害発生時の環境汚染を未然に防止するため、化学物質の環境中への漏出防止対策を明記した管理計画(書)の作成、提出を義務付ける。